

日本下水道事業団における
総合評価方式の適用ガイドライン（案）

令和7年4月

日本下水道事業団

目 次

1. 実施方針	1
2. 総合評価方式の選定	1
(1) 技術力審査型	
(2) 技術提案評価型	
3. 総合評価落札方式適用の概要	5
4. 実施手順	6
(1) 採点方法	
5. 総合評価項目の審査・評価	6
(1) 評価項目	
(2) 配点	
(3) 落札者の決定方法	
(4) 配置予定技術者の審査対象期間の緩和	
6. 総合評価落札方式の結果公表	8
(1) 評価結果の公表	
(2) 技術提案等の採否に関する詳細な通知	
(3) 中立かつ公平な審査・評価の確保	
(4) 入札及び契約過程に関する苦情処理	
7. 技術提案の履行確認	10
8. 総合評価落札方式の評価内容の担保	10
(1) 評価項目に関するペナルティー	
(2) 企業の技術力に関するペナルティー	

資料一 1 「評価項目別総合評価制度の概要」

資料一 2 入札説明書（例）

1. 実施方針

総合評価落札方式は、「透明性の確保」、「効率的な事務手続き」、「企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保」、「維持管理面を重視した工事の品質確保」が図られるよう適正に実施する。

2. 総合評価方式の選定

総合評価方式を適用する場合においては、工事規模、工事の施工難易度等に応じて以下のいずれかの方式を適用するとともに、原則として、品質確保の実効性及び施工体制確保の実効性を評価する「施工体制確認型総合評価方式」とする。

(1)技術力審査型

技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用する。

技術力審査型は、企業の能力等（企業の施工実績、工事成績、表彰等）、地域精通度及び技術者の能力等（技術者の工事経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格について総合評価を行う。

(2) 技術提案評価型

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、工事目的物の品質をより高めることを期待する場合に適用する。技術提案評価型を適用する工事は大きく「施工計画審査型」、「技術提案審査型」及び「設計・施工一括発注（デザインビルト）」の3つに分類でき、「設計・施工一括発注（デザインビルト）」はさらに「標準 DB 型」、「大規模 DB 型」の2つに分類できる。表-1 に技術提案評価型の分類を示す。

「施工計画審査型」は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

「技術提案審査型」は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される工事目的物の品質を確保するため等の技術提案と価格との総合評価を行う。

「設計・施工一括発注（デザインビルト）」は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しないものである。したがって、「設計・施工一括発注方式」を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質確保を期待するものである。このため、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。「設計・施工一括発注（デザインビルト）」は、「標準 DB 型」、「大規模 DB 型」に大別される。「標準 DB 型」は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。「大規模 DB 型」は、通常の構造・工

法では制約条件を満足できない場合に適用する。

施工能力等を評価する

施工能力等に加え、技術提案を求めて評価する

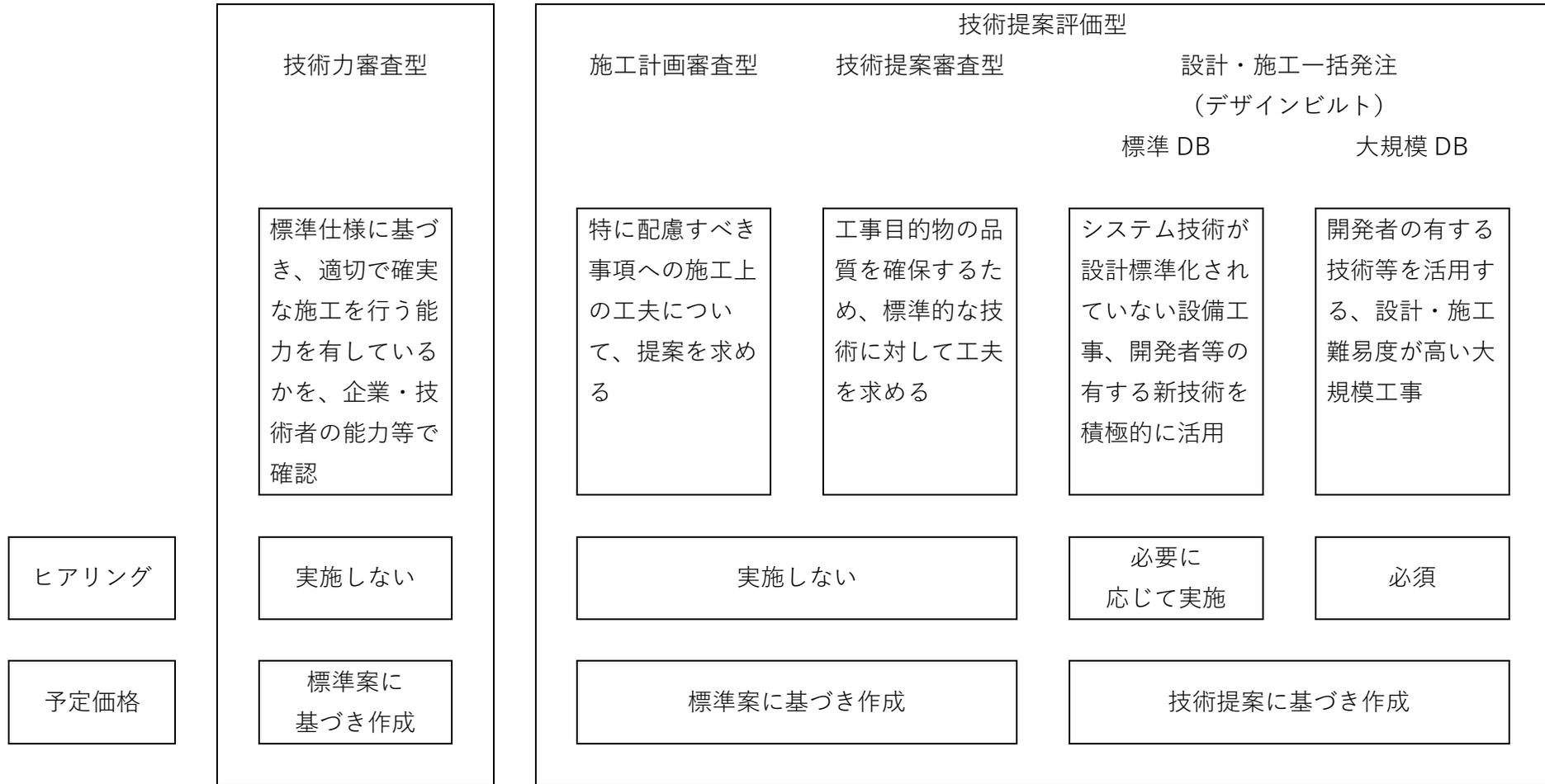


図-1 総合評価落札方式のタイプ分類

表-1 技術提案評価型

	施工計画審査型	技術提案審査型	設計・施工一括発注 (デザインビルト)	
			標準 DB 型	大規模 DB 型
分類	工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合	技術提案を求める工事目的物を明示し、工事目的物の品質を確保するための技術的な工夫を求める場合	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合
標準案の有無	有		無 (複数の候補有)	無
求める技術提案の範囲 (発注形態の目安)	・施工上の工夫に係る提案 (設計・施工分離)	・工事目的物 ・施工方法（施工上の工夫に係る提案を含む）	・工事目的物 ・施工方法（施工上の工夫に係る提案を含む） (設計・施工一括)	・工事目的物 ・施工方法（施工上の工夫に係る提案を含む） (設計・施工一括)
ヒアリング	無		必須 ただし、ヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術対話）	
予定価格	標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成	

3. 総合評価落札方式適用の概要

総合評価落札方式のタイプ選定は、図-2のフローに従って行う。

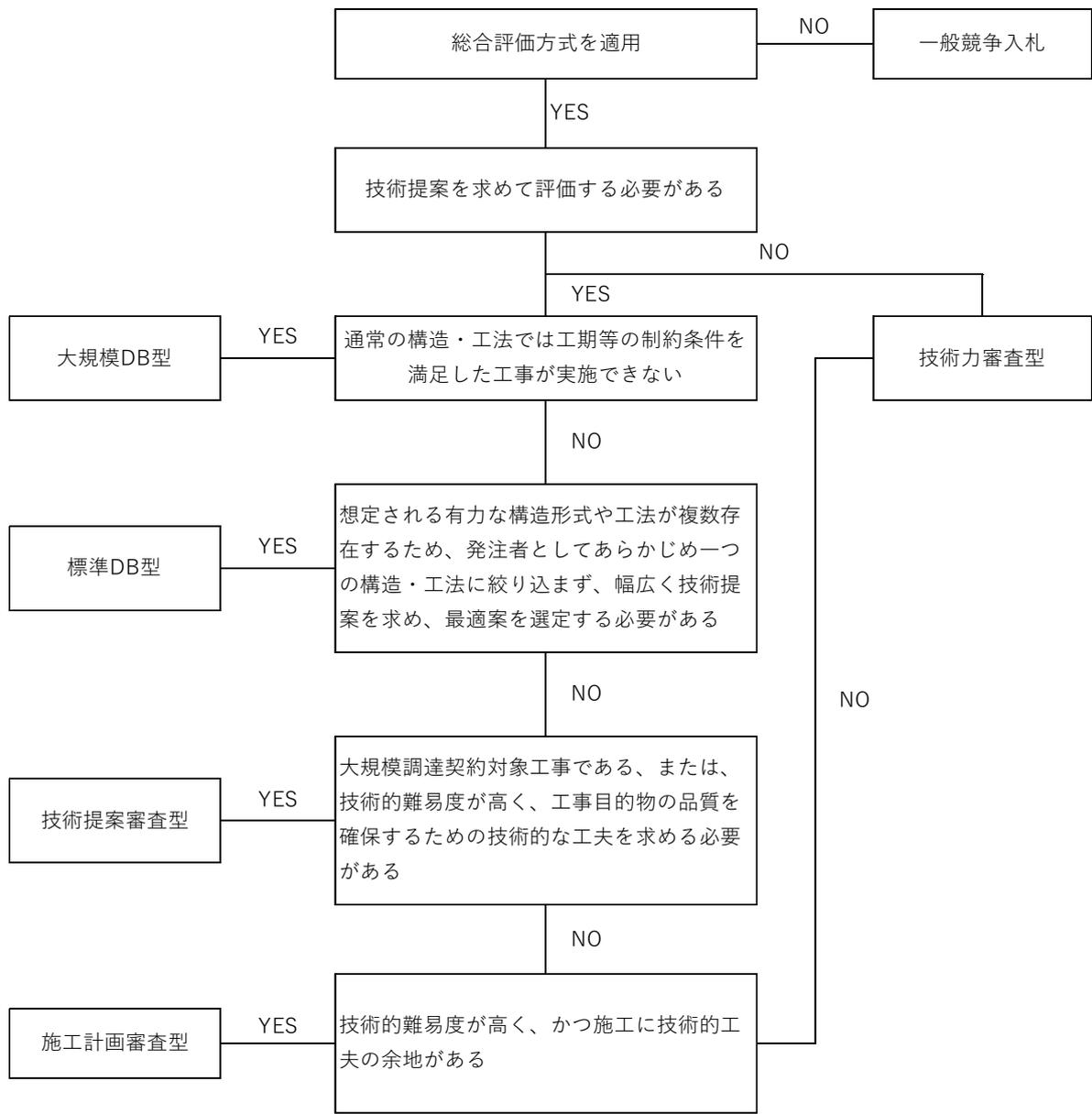


図-2 総合評価落札方式の選択フロー

4. 実施手順

(1)採点方法

総合評価落札方式における採点方法は、以下のとおりとする。

①事前審査

開札前に、全ての競争参加者に技術資料の提出を求め審査、評価を行い、開札後にその評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する。

②自己評価型総合評価方式

開札前に、全ての競争参加者から競争参加申請書及び自己採点表のみの提出を求め、開札後、落札候補者に対し、競争参加資格及び自己採点表に記載された内容の審査・確認を行い、落札者を決定する。

5. 総合評価項目の審査・評価

(1)評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、以下に示す3つの観点に基づき、工事の品質確保・向上に対する重要性を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定した。

①施工計画・技術提案

②企業の能力等（企業の技術力）

③技術者の能力等（配置予定技術者の技術力）

「①施工計画・技術提案」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価する。評価項目は、競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

「②企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価する。評価項目は、企業の施工実績や工事成績、表彰等とする。また、地域精通度、地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

「③技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。評価項目は、配置予定技術者の工事経験や工事成績、表彰等とする。

(2)配点

総合評価落札方式のタイプごとの具体的な配点割合は、「資料 - 1 評価項目別総合評価制度の概要」に示す。

(3)落札者の決定方法

価格点、施工体制確認後の加算点、施工体制評価点を基に各競争参加者の技術評価点を求め、合計値が最も高い者が落札予定者となる。なお、落札予定者の入札額が「調査基準価格未満」に該当する場合は、低入札価格調査（特別重点調査）へ移行する。

①評価方法の算出方法

加算方式とする。

②価格点の算出方法

- ・ 調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = (10 / (100 - b)) \times (100 - a)$$

- ・ 調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者

$$\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$$

$$a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

- ・ 施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 0$$

③技術評価点

- ・ 技術評価点 = 技術提案評価点（又は施工計画評価点） + 技術力評価点

④施工体制評価点

- ・ 品質の確保の実効性及び施工体制の確保の確実性から算定

（算定式）

$$\text{評価値} = \text{価格点} + (\text{技術提案（品質確保の技術提案）の評価点} + \text{技術提案（施工計画）の評価点}) + \text{技術力評価点}$$

（施工体制確認型総合評価の算定式）

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \{ (\text{技術提案（品質確保の技術提案）の評価点} + \text{技術提案（施工計画）の評価点}) \} \times \text{施工体制を確認した後の評価点割合} (\beta / 30) + \text{技術力評価点} + \text{施工体制評価点}$$

$$= \text{価格点} + \text{施工体制確認後の技術評価点} + \text{施工体制評価点}$$

$$\beta = \text{施工体制評価点}$$

(4)技術者の能力等の審査対象期間の緩和措置

- ①配置予定技術者の施工能力等における審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を審査対象期間に加える。

- ②審査対象に加える期間

出産・育児等の休業取得期間の実態は、取得期間1年未満の割合が高く、切り捨てると制度

が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を審査対象期間に加える。

表-2 対象となる休業制度と審査対象期間に加える期間

対象となる休業制度	審査対象期間に加える期間	
産前休業	休業期間（切り上げ）	
産後休業	1年未満	1年
育児休業	1年以上2年未満	2年
介護休業	2年以上3年未満	3年

6. 総合評価落札方式の結果の公表

(1) 評価結果の公表

入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、予め入札説明書等において明らかにする。また、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、落札決定後早期に公表する。

① 予め明らかにする項目

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ・ 総合評価落札方式の適用の有無
- ・ 競争参加資格
- ・ 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準（評価項目ごとの評価基準）、評価基準（評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値）、得点配分、総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 落札者決定後

落札決定後速やかに以下の事項を公表する。

- ・ 業者名
- ・ 各業者の入札価格
- ・ 各業者の技術評価点
- ・ 各業者の評価値

③ 苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録する。

(2) 技術提案等の採否に関する詳細な通知

① 技術提案の採否の通知

技術提案等の採否は、競争参加資格の確認通知に併せて通知する。

② 技術提案の評価結果の通知

入札参加者から提出された技術提案等のうち、「加算点を付与する対象となる項目」及び「付与する対象とならない項目」を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知する。

・対象となるタイプ：施工計画審査型、技術提案審査型、標準DB、大規模DB

③問い合わせ窓口の設置

技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせは、東・西日本設計センター企画調整課（以下、「企画調整課」という。）において処理する。

④問い合わせの方法

入札参加者は、自身が受領した通知について、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）に企画調整課に対し問い合わせをすることができる。問い合わせは、メールにより、通知に記載する連絡先に対して行うものとする。

⑤問い合わせに対する説明

問い合わせがあった場合、企画調整課長は各専門設計課に事実関係を確認した上で、問い合わせのできる最終日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）に、メールにより当該問い合わせをした入札参加者に説明を行う。

⑥落札者の決定後の面談等による説明

入札参加者は、⑤の説明に加えて、落札者の決定の通知後入札説明書に定める期間内に③の連絡先に申し出ることにより、詳細な説明を希望しない場合はメール、詳細な説明を希望する場合は面談による説明を求めることができる。なお、④の問い合わせを行わなかった入札参加者であっても、説明を求めることができる。ただし、入札参加者のうち、全ての項目に加点評価された参加者は、面談を行わない。

(3)中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式による入札・契約手続きの基本的事項の決定及びその実施において、手続きの公正性・透明性を確保するための学識経験者の意見聴取を行うため、日本下水道事業団総合評価制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにその取扱いに留意する。また、他社の技術提案の一部のみを採用することのないようにするなど、本入札手続き以外の目的で使用しない。

(4)入札及び契約過程に関する苦情処理

公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、まず、発注者として入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入

札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に不服を処理する。

7. 技術提案の履行確認

- (1) 現場代理人は、工事着手前に技術提案に関する施工計画書を主任監督員に提出し承諾を受ける。なお、機器製作に係る技術提案については、技術提案に関する施工計画書を機器製作の承諾を行う主任監督員に提出する。
- (2) 現場代理人は、技術提案毎に履行確認を行い、履行確認結果を主任監督員に報告する。
- (3) 現場代理人は、全ての技術提案の履行確認が完了した後、完了報告書を主任監督員に提出し承諾を受ける。
- (4) 受注者は、技術提案の履行が確認できない場合には主任監督員に対しその理由等を書面で提出した上で、受注者の責により再度の施工を行う。
- (5) 受注者は、再度の施工が困難であると判断した場合には発注者に対しその理由等を書面で提出する。
- (6) 発注者は、受注者の責により再度の施工が困難又は合理的でないと判断した場合には評価項目に関するペナルティーの処置を行う

8. 評価項目に関するペナルティー

総合評価落札方式では、落札者決定に反映された評価項目及び技術提案は契約内容となるため、受発注者間において、責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、評価項目及び技術提案に応じて工事成績評定の減点又は契約不履行の違約金を徴収する。

(1) 技術提案に関するペナルティー

①工事成績評定の減点

「技術提案（施工計画）」、「技術提案（品質確保の技術提案）（定性的）」については、それぞれの評価項目毎にペナルティーを表-3のとおり設定するものとする。なお、評価項目を複数求めた場合は、未実施の評価項目毎に減点する。

表-3 技術提案のペナルティーの設定

工事成績評定の減点			契約不履行の違約金
技術提案（品質確保の技術提案） 技術提案（施工計画）	定性的 評価	4点 (※1)	-
技術提案（VE提案等の技術提案）	定量的 評価	-	落札時の評価値を指標とし落札時点と履行結果の技術評価点差から算定
技術提案（施工計画）	定性的 評価	2点 (※2)	-

(※1) 評価点が8点の場合

(※2) 評価点が4点の場合

②契約不履行の違約金

「技術提案（VE提案等の技術提案）（定量的）」が不履行の場合は、以下のとおり減額変更を行う。ただし、受注時評価値及び再評価値は価格点を含まない。

減額金額（税抜き）＝ {（受注時評価値－再評価値）÷100} × 当初契約金額（税抜き）
注）減額金額（税抜き）は、万円止めとする。

(2) 企業の技術力に関するペナルティー

①工事成績評定の減点

大規模調達未済の「技術力審査型」、「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」において設定した評価項目は、それぞれの評価項目毎にペナルティーを設定する。なお、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、未実施の評価項目毎に3点減点するものとする。

表-4 工事成績評定の減点

総合評価落札方式のタイプ	工事成績評定の減点	
大規模調達未済 技術力審査型、施工計画 審査型、技術提案審査型	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	3点
	地元企業の採用率	
	若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格 ^{※1}	

※1 若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格に係わる減点は、入札説明書の要件により、下記①～③に該当する場合。なお、技術者を重複して複数工事の若手・女性技術者とする場合、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより当該技術者を配置することができなくなったときは、その旨の申し出を行う。申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。なお、事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

①配置しなかった場合

②主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間配置しなかった場合

③他工事と兼務させた場合

「評価項目別総合評価制度の概要」

1. 大規模調達未済

(1)一般土木工事・建築工事

評価項目		評価基準	標準 評価点	大規模調達契約未済								
				技術力審査型	施工計画審査型	技術提案審査型	標準 DB 型					
技術提案	技術提案（品質確保の技術提案）	・総合的なコストの縮減に関する技術提案 ライフサイクルコスト（維持管理費、電力消費量、燃料消費量等） ・社会的要請への対応に関する技術提案 環境の維持、交通の確保、特殊な安全対策、省資源、リサイクル ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 性能・機能に関する具体的な技術提案 維持管理性の向上に関する具体的な提案、その他の項目	8.0	-	-	8点×1項目	8点×2項目					
	技術提案（施工計画）	・施工計画に係る具体的な技術提案 施工上配慮すべき事項、工程管理に係る技術的所見、材料の品質管理に係る技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、安全管理に留意すべき事項	8.0	-	4点×2項目	8点×1項目	8点×1項目					
企業の能力等	企業の工事成績 （対象期間：過去4年間）	85点以上100点以下	2.0	○	○	○	-					
		80点以上85点未満	1.5									
		75点以上80点未満	1.0									
		70点以上75点未満	0.5									
		70点未満	0.0									
	関連分野での共同研究の実績 （対象期間：過去4年間）	共同研究の総件数が2件以上	1.0	○	○	○	-					
		共同研究の総件数が1件	0.5									
		該当しない	0.0									
	優良工事表彰・優良施工業者 （対象期間：過去2年間）	①、②、③、④、⑤又は⑥のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良工事表彰」 ②日本下水道事業団からの「災害功労者表彰」 ③当該工事の委託団体からの「優良工事表彰（首長表彰）」 ④当該工事の委託団体が所在する地域の整備局等からの「優良工事表彰（局長表彰）」 ⑤当該工事の委託団体が所在する道府県からの「優良工事表彰（知事表彰）」 ⑥当該工事の委託団体が東京都に所在する場合においては東京都からの「優良工事表彰（局長表彰）」	1.0	○	○	○	-					
		①、②、③、④、又は⑤のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良施工業者表彰」 ②当該工事の委託団体から「優良工事表彰（首長以外からの表彰）」 ③当該工事の委託団体が所在する地域の地方整備局等からの「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」 ④当該工事の委託団体が所在する道府県からの「優良工事表彰（知事以外からの表彰）」 ⑤当該工事の委託団体が東京都に所在する場合においては東京都からの「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」	0.5									
		該当しない	0.0									
		施工実績 （対象期間：過去10年間）	具体的な工事実績					2.0	○	○	○	○
								1.0				
			0.0									
マネジメント難工事の施工実績 （対象期間：過去2年間）	65点以上の難工事の工事実績が3件以上	1.5	○	-	-	-						
	65点以上の難工事の工事実績が2件	1.0										
	65点以上の難工事の工事実績が1件	0.5										
	該当しない	0.0										
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置・資格	配置（資格又は継続教育の取り組みあり）	1.0	○	○	○	-						
	配置（資格又は継続教育の取り組みなし）	0.5										
	該当しない	0.0										
「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を誓約	1.0	-	○	○	-						
	該当しない	0.0										
小計（企業の能力等）				8.5	8.0	8.0	2.0					
企業の信頼性・社会性	地元企業の採用率	地元企業採用率が40%以上	1.0	○	○	○	-					
		地元企業採用率が20%以上40%未満	0.5									
		該当しない	0.0									
	委託団体との災害協定・災害活動実績 （過去2か年度及び現年度公告日まで）	①又は②のいずれかに該当 ①競争参加者が、当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結 ②競争参加者が、下水道施設に関する災害活動を実施	1.0	○	○	○	-					
		①、②又は③のいずれかに該当 ①競争参加者が、当該工事の委託団体と災害協定を締結 ②競争参加者が、災害活動を実施 ③競争参加者の加盟する団体等が、当該工事の委託団体との災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結	0.5									
		該当しない	0.0									
		日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置（減点評価）	指名停止（指名停止期間満了後2か月間）					-1	○	○	○	-
文書注意（発日の翌日から2か月間）	-0.5											
口頭注意（発日の翌日から1か月間）	-0.5											
該当しない	0.0											
小計（企業の信頼性・社会性）				2.0	2.0	2.0	0.0					

評価項目		評価基準	標準 評価点	大規模調達契約未済			
				技術力審査型	施工計画審査型	技術提案審査型	標準 DB 型
技術者の能力等	配置予定技術者の工事経験 (対象期間：過去10年間)	具体的な工事内容	2.0	○	○	○	○
			1.0				
			0.0				
	配置予定技術者の工事成績 (対象期間：過去4年間)	85点以上100点以下	2.0	○	○	○	-
		80点以上85点未満	1.5				
		75点以上80点未満	1.0				
		70点以上75点未満	0.5				
	配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得 (対象期間：過去1年間)	下記①又は②のいずれかに該当 ①建設系 CPD 協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得 ②建設系 CPD 協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得、かつ、当該工事種別の JS 品質確保研修を修了	1.0	○	○	○	-
			0.5				
			0.0				
小計(技術者の能力等)				5.0	5.0	5.0	2.0
小計(企業の技術力等+企業の信頼性・社会性+技術者の能力等)				15.5	15.0	15.0	4.0
合計点(技術提案を含む)				15.5	23.0	31.0	28.0
施工体制確認			30.0	30.0	30.0	30.0	-
合計点(施工体制確認型の場合)				45.5	53.0	61.0	-

(2)機械設備工事・電気設備工事

評価項目		評価基準	標準 評価点	大規模調達契約未済			
				技術力審査型	施工計画審査型	技術提案審査型	標準 DB 型
技術提案	技術提案（品質確保の技術提案）	・総合的なコストの縮減に関する技術提案 ライフサイクルコスト（維持管理費、電力消費量、燃料消費量等） ・社会的要請への対応に関する技術提案 環境の維持、交通の確保、特殊な安全対策、省資源、リサイクル ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 性能・機能に関する具体的な技術提案 維持管理性の向上に関する具体的な提案、その他の項目	8.0	-	-	8点×1項目	8点×2項目
	技術提案（施工計画）	・施工計画に係る具体的な技術提案 施工上配慮すべき事項、工程管理に係る技術的所見、材料の品質 管理に係る技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、安全 管理に留意すべき事項	8.0	-	4点×2項目	8点×1項目	8点×1項目
企業の能力等	企業の工事成績 （対象期間：過去2年間）	85点以上100点以下	2.0	○	○	○	-
		80点以上85点未満	1.5				
		75点以上80点未満	1.0				
		70点以上75点未満	0.5				
		70点未満	0.0				
	関連分野での共同研究の実績 （対象期間：過去4年間）	共同研究の総件数が2件以上	1.0	○	○	○	-
		共同研究の総件数が1件	0.5				
		該当しない	0.0				
	優良工事表彰・優良施工業者 （対象期間：過去2年間）	①又は②のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良工事表彰」 ②日本下水道事業団からの「災害功労者表彰」	1.0	○	○	○	-
		優良施工業者に選定された実績が1件以上ある	0.5				
		該当しない	0.0				
	企業の施工実績 （対象期間：過去10年間）	・具体的な工事実績で検討	2.0	○	○	○	○
			1.0				
			0.0				
	マネジメント難工事の施工実績 （対象期間：過去2年間）	65点以上の難工事の工事実績が3件以上	1.5	○	-	-	-
65点以上の難工事の工事実績が2件		1.0					
65点以上の難工事の工事実績が1件		0.5					
上記のいずれにも該当しない		0.0					
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置・資格	配置（資格又は継続教育の取り組みあり）	1.0	○	○	○	-	
	配置（資格又は継続教育の取り組みなし）	0.5					
	該当しない	0.0					
小計（企業の能力等）				8.5	7.0	7.0	2.0
企業の信頼性・社会性	地元企業の採用率	①地元企業採用率が15%以上	1.0	○	○	○	-
		①地元企業採用率が5%以上15%未満	0.5				
		該当しない	0.0				
	委託団体との災害協定・災害活動実績 （過去2か年度及び現年度公告日まで）	①又は②のいずれかに該当 ①競争参加者が、当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結 ②競争参加者が、下水道施設に関する災害活動を実施	1.0	○	○	○	-
		①、②又は③のいずれかに該当 ①競争参加者が、当該工事の委託団体と災害協定を締結 ②競争参加者が、災害活動を実施 ③競争参加者の加盟する団体等が、当該工事の委託団体との災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結	0.5				
		該当しない	0.0				
	バックアップ体制	①本店の所在地が、本工事場所の所在する都道府県内	1.0	○	○	○	-
		①本店の所在地が、本工事場所の所在する都道府県と同一地方内又は隣接する都道府県内	0.5				
		該当しない	0.0				
	日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置（減点評価）	指名停止（指名停止期間満了後2か月間）	-1.0	○	○	○	-
文書注意（発日の翌日から2か月間）		-0.5					
口頭注意（発日の翌日から1か月間）		-0.5					
該当しない		0.0					
小計（企業の信頼性・社会性）				3.0	3.0	3.0	0.0

評価項目	評価基準	標準 評価点	大規模調達契約未済				
			技術力 審査型	施工計画 審査型	技術提案 審査型	標準 DB 型	
技術者の能力等	配置予定技術者の工事経験 (対象期間：過去10年間)	・具体的な工事経験	2.0	○	○	○	○
			1.0				
			0.0				
	配置予定技術者の工事成績 (対象期間：過去4年間)	85点以上100点以下	2.0	○	○	○	-
		80点以上85点未満	1.5				
		75点以上80点未満	1.0				
		70点以上75点未満	0.5				
	配置予定技術者の継続教育(CPD) 単位の取得 (対象期間：過去1年間)	①又は②のいずれかに該当 ①建設系 CPD 協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得 ②建設系 CPD 協議会に加盟する団体の推奨単位の 1/2 を超える単位 を取得、かつ、当該工事種別の JS 品質確保研修を修了	1.0	○	○	○	-
		①又は②のいずれかに該当 ①建設系 CPD 協議会に加盟する団体の推奨単位の 1/2 を超える単位 を取得	0.5				
		②当該工事種別の JS 品質確保研修を修了					
該当しない		0.0					
小計(技術者の能力等)			5.0	5.0	5.0	2.0	
小計(企業の技術力等+企業の信頼性・社会性+ 技術者の能力等)			16.5	15.0	15.0	4.0	
合計点(技術提案を含む)			16.5	23.0	31.0	28.0	
施工体制確認		30.0	30.0	30.0	30.0	-	
合計点(施工体制確認型の場合)			46.5	53.0	61.0	-	

2. 大規模調達

(1) 一般土木工事・建築工事・機械設備工事・電気設備工事

評価項目		標準評価点	大規模調達契約		
			技術提案審査型	標準 DB 型	大規模 DB 型
技術提案	技術提案（品質確保の技術提案） ・総合的なコストの縮減に関する技術提案 ライフサイクルコスト（維持管理費、電力消費量、燃料消費量等） ・社会的要請への対応に関する技術提案 環境の維持、交通の確保、特殊な安全対策、省資源、リサイクル ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 性能・機能に関する具体的な技術提案 維持管理性の向上に関する具体的な提案、その他の項目	8.0	8点×1項目	8点×3項目	8点×3項目
	技術提案（施工計画） ・施工計画に係る具体的な技術提案 施工上配慮すべき事項、工程管理に係る技術的所見、材料の品質管理に係る技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、安全管理に留意すべき事項	8.0	8点×1項目	8点×1項目	8点×1項目
企業の能力等	企業の施工実績（特定工事内容又は競争参加資格）	2.0	-	-	-
	企業の工事成績	2.0	-	-	-
	優良工事表彰・優良施工業者	1.0	-	-	-
	関連分野での共同研究の実績	1.0	-	-	-
	マネジメント難工事の施工実績	1.5	-	-	-
	委託団体との災害協定・災害活動実績	1.0	-	-	-
	若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置・資格	1.0	-	-	-
	「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事	1.0	-	-	-
	日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置（減点評価）	0.0 (-1減点)	-	-	-
	小計（企業の能力等）		0.0	0.0	0.0
技術者の能力等	配置予定技術者の工事経験 （特定工事内容又は競争参加資格）	2.0	-	-	-
	配置予定技術者の工事成績	3.0	-	-	-
	優秀工事技術者表彰	1.0	-	-	-
	配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得	1.0	-	-	-
	小計（技術者の能力等）	0.0	0.0	0.0	0.0
小計（企業の技術力等+技術者の能力等）			0.0	0.0	0.0
合計点（技術提案を含む）			16.0	32.0	32.0
施工体制確認		30.0	30.0	-	-
合計点（施工体制確認型の場合）			46.0	-	-

入札説明書（例）

総合評価に関する事項

1. 評価項目

本工事における対象となる評価項目については、「3.9.2 総合評価方式の試行工事」に記載された総合評価方式の型式及び「3.9.3 総合評価（施工体制確認型の試行工事）」に記載された施工体制確認型の有無を確認し、（1）から（5）の該当する評価項目に対し必要となる技術資料を提出すること。

(1) 技術提案に関する評価項目

番号	評価項目	一般土木工事 ^{※1} 又は 建築工事 ^{※1}			機械設備工事 ^{※1} 又は 電気設備工事 ^{※1}		
		技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}
①	「〇〇についての施工計画について」	—	有	有	—	有	有
②	「〇〇についての技術提案について」	—	—	有	—	—	有

※1 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

※2 総合評価方式の試行工事に記載された総合評価の型式

(2) 企業の施工能力等に関する評価項目

評価項目	一般土木工事 ^{※1} 又は 建築工事 ^{※1}			機械設備工事 ^{※1} 又は 電気設備工事 ^{※1}		
	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}
企業の工事成績	有	有	有	有	有	有
関連分野での共同研究の実績	有	有	有	有	有	有
優良工事表彰・優良施工業者	有	有	有	有	有	有
企業の施工実績	有	有	有	有	有	有
マネジメント難工事の施工実績	有	—	—	有	—	—
若手技術者（40歳以下） 又は女性技術者の配置・資格	有	有	有	有	有	有
「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	—	有	有	—	—	—

※1 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

※2 総合評価方式の試行工事に記載された総合評価の型式

(3) 技術者の施工能力等に関する評価項目

評価項目	一般土木工事 ^{※1} 又は 建築工事 ^{※1}			機械設備工事 ^{※1} 又は 電気設備工事 ^{※1}		
	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}
配置予定技術者の工事経験	有	有	有	有	有	有
配置予定技術者の工事成績	有	有	有	有	有	有
配置予定技術者の継続教育 (CPD)単位の取得	有	有	有	有	有	有

※1 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

※2 総合評価方式の試行工事に記載された総合評価の型式

(4) 企業の信頼性・社会性に関する評価項目

評価項目	一般土木工事 ^{※1} 又は 建築工事 ^{※1}			機械設備工事 ^{※1} 又は 電気設備工事 ^{※1}		
	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}
委託団体との災害協定・災害活動等の実績	有	有	有	有	有	有
地元企業の採用率	有	有	有	有	有	有
バックアップ体制	—	—	—	有	有	有
日本下水道事業団発注工事 事故における指名停止等措 置（減点評価）	有	有	有	有	有	有

※1 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

※2 総合評価方式の試行工事に記載された総合評価の型式

(5) 施工体制に関する評価項目

評価項目	一般土木工事 ^{※1} 又は 建築工事 ^{※1}			機械設備工事 ^{※1} 又は 電気設備工事 ^{※1}		
	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}	技術力 審査型 ^{※2}	施工計画 審査型 ^{※2}	技術提案 審査型 ^{※2}
品質確保の実効性	有	有	有	有	有	有
施工体制確保の確実性	有	有	有	有	有	有

※1 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

※2 総合評価方式の試行工事に記載された総合評価の型式

2. 評価基準及び評価点

技術評点に関する評価項目、評価基準及び評価点については、次のとおりとする。なお、技術評価点は予定価格の制限範囲内の入札をした者のみに与える。

(1) 技術提案

1) 施工計画審査型

評価方法	評価基準	有効な提案の数	評価点
「〇〇についての施工計画について」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準を記載 ・ 評価対象を記載 ・ 基準となる条件を記載(必要に応じて) ・ 評価方法を記載 [有効な技術提案の件数の場合] * 評価方法は技術提案のうち、有効な件数により評価する旨を記載。 * 有効な技術提案の件数は、1 評価項目あたり 2 件を上限とし、2 件を超える技術提案を行った場合には、全てを加算評価対象としない旨を記載。	2 件	4 点
		1 件	2 点
		有効な技術提案が記載されていない	0 点

2) 技術提案審査型

評価項目	評価基準	有効な提案の数	評価点
「〇〇についての技術提案について」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準を記載 ・ 評価対象を記載 ・ 基準となる条件を記載(必要に応じて) ・ 評価方法を記載 [有効な技術提案の件数の場合] * 評価方法は技術提案のうち、有効な件数により評価する旨を記載。 * 有効な技術提案の件数は、1 評価項目あたり 5 件を上限とし、5 件を超える技術提案を行った場合には、全てを加算評価対象としない旨を記載。	5 件	8 点
		4 件	6.4 点
		3 件	4.8 点
		2 件	3.2 点
		1 件	1.6 点
		有効な技術提案が記載されていない	0 点

評価項目	評価基準	提案値	評価点
「〇〇についての技術提案について」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準を記載 ・ 評価対象を記載 ・ 基準となる条件を記載(必要に応じて) ・ 評価方法を記載 	●●%以上の削減	8 点
		●○%以上の削減	6.4 点
		○○%以上の削減	4.8 点
		×○%以上の削減	3.2 点
		○×%以上の削減	1.6 点
		標準案	0 点

評価項目	評価基準	提案値	評価点
「〇〇についての技術提案について」	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準を記載 ・評価対象を記載 ・基準となる条件を記載(必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目の性能等の数値により点数を付与する数値方式 	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与。 ・その他の競争参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与

(2) 企業の施工能力等に関する評価項目、評価基準及び評価点

1) 企業の工事成績

日本下水道事業団発注工事における完成・引渡し完了した工事（以下、完成工事という。）について、平均工事成績評点を評価する。

平均工事成績評定点	評価点
85 点以上 100 点以下	2.0
80 点以上 85 点未満	1.5
75 点以上 80 点未満	1.0
70 点以上 75 点未満	0.5
70 点未満	0

①評価対象期間：対象となる完成工事の完成日の期間

競争参加資格（認定資格）の認定工事種別 ^{注1)}	評価対象期間
一般土木工事	・過去4年間
建築工事	
建築機械設備工事	
建築電気設備工事	
流体機械設備工事	・過去2年間
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	

注1) 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める認定工事種別とする。

②競争参加資格（認定資格）毎の評価対象となる工事種別

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象工事種別
一般土木工事	一般土木工事、建築工事
建築工事	
建築機械設備工事	建築機械設備工事
建築電気設備工事	建築電気設備工事
流体機械設備工事	流体機械設備工事、下水処理設備工事 及び汚泥焼却設備工事
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	電気設備工事

注1) 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

③共同企業体毎の評価対象となる完成工事

共同企業体の種別	評価対象となる受注実績
特定建設共同企業体 ^{注1)}	代表者が施工した工事
経常又は大手企業連携型建設共同企業体 ^{注1)}	競争参加資格（施工実績）を認定された者が施工した工事

注1)特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員であった完成工事は、構成員としての出資比率が20%以上の場合について完成工事として評価する。

④平均工事成績評点の算出方法

評価対象期間の完成工事件数	平均工事成績評点の算出方法
3件未満	<ul style="list-style-type: none"> ・完成工事が3件に満たない場合、不足する完成工事の工事成績評定点を75点として平均工事成績評定点を算出 例1：完成工事が1件の場合 (完成した工事の成績評点+75点+75点)÷3 例2：完成工事が無い場合 (75点+75点+75点)÷3 ・平均点は、小数第2位を四捨五入する
3件以上	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての完成工事で平均工事成績評定点を算出 ・平均点は、小数第2位を四捨五入する

2) 関連分野での共同研究の実績

日本下水道事業団との共同研究が完了した実績を評価する。

評価基準	評価点
共同研究の総件数が2件以上ある。	1点
共同研究の総件数が1件ある。	0.5点
上記に該当しない場合。	0点

①評価対象期間：対象となる共同研究が完了した年度

過去4か年度の表彰を受けた実績

②工事内容毎の評価対象となる共同研究の技術分類

競争参加資格 (認定資格) <small>注1)</small>	工事内容	共同研究の 技術分類
一般土木工事	終末処理場の水処理施設の建設	処理場施設
	終末処理場のその他の建設	処理場施設
	ポンプ場の建設	ポンプ場施設
	管渠の敷設	管路施設
建築工事	終末処理場の建設	処理場施設
	ポンプ場の建設	ポンプ場施設
建築機械設備工事	—	—
建築電気設備工事	—	—
流体機械設備工事	ポンプ設備	水処理設備
	送風機設備	
下水処理設備工事	水処理設備	
	汚泥処理設備	汚泥処理設備
汚泥焼却設備工事	汚泥炭化設備工事、汚泥焼却設備工事 又は溶融設備工事	汚泥処理設備
電気設備工事 <small>注3)</small>	特高受変電設備、受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備	水処理設備
		汚泥処理設備

注1) 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格
(認定資格)

注2) 当該工事に複数の工事内容が含まれている場合には、共同研究の複数の共同
研究を評価

例 工事件名：水処理設備工事

工事内容：主ポンプ設備、反応タンク設備、薬注・脱水設備

対象となる共同研究の技術分類：水処理設備及び汚泥処理設備

注3) 当該工事の工事内容が、共同研究の技術分類と関連がある場合に評価する。

③共同企業体毎の評価対象となる共同研究の実績

共同企業体の種別	評価対象となる受注実績
特定建設共同企業体	代表者の共同研究の実績
経常又は大手企業連携型 建設共同企業体	競争参加資格（施工実績）を認定された者の共同研究 の実績

3) 優良工事等表彰

日本下水道事業団、当該工事の委託団体及び当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等並びに都道府県の発注した工事での表彰の有無について、評価する。

工事種別：一般土木工事、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の場合

評価基準	評価点
①、②、③、④、⑤又は⑥のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良工事表彰」 ②日本下水道事業団からの「災害功労者表彰」 ③当該工事の委託団体からの「優良工事表彰等（首長表彰）」 ④当該委託団体が所在する国土交通省地方整備局等からの「優良工事表彰（局長表彰）」 ⑤当該委託団体が所在する道府県からの「優良工事表彰等（知事表彰）」 ⑥当該委託団体が東京都に所在する場合における東京都からの「優良工事表彰（局長表彰）」	1点
①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良施工業者表彰」 ②当該工事の委託団体から「優良工事表彰（首長以外からの表彰）等」 ③当該委託団体が所在する国土交通省地方整備局等からの「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」 ④当該委託団体が所在する道府県からの「優良工事表彰等（知事以外からの表彰）」 ⑤当該委託団体が東京都に所在する場合における東京都からの「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」	0.5点
上記に該当しない場合	0点

工事種別：流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事及び電気設備工事の場合

評価基準	評価点
①又は②のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良工事表彰」 ②日本下水道事業団からの「災害功労者表彰」	1点
①に該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良施工業者表彰」	0.5点
上記に該当しない場合	0点

①評価対象期間：対象となる表彰を受けた年度

過去2か年度の表彰を受けた実績

②競争参加資格（認定資格）毎の優良工事等表彰の評価対象となる工事種別

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象となる表彰を受けた工事種別等
一般土木工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：一般土木工事、建築工事 ②当該工事の委託団体、当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等及び都道府県 ：工事種別を問わない
建築工事	
建築機械設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：建築機械設備工事 ②当該工事の委託団体、当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等及び都道府県 ：工事種別を問わない
建築電気設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：建築電気設備工事 ②当該工事の委託団体、当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等及び都道府県 ：工事種別を問わない
流体機械設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：流体機械設備工事、下水処理設備工事及び汚泥焼却設備工事
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	①日本下水道事業団からの表彰 ：電気設備工事

注1)単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

③共同企業体毎の評価対象となる優良工事表彰等

共同企業体の種別	評価対象となる受注実績
特定建設共同企業体 ^{注1)}	構成員全ての優良工事表彰等
経常又は大手企業連携型建設共同企業体 ^{注1)}	競争参加資格（施工実績）を認定された者の優良工事表彰等

注1)特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員であった工事の表彰については、構成員としての出資比率が20%以上の場合に評価対象とする。

④評価方法

- ・申請できる件数は、「優良工事表彰」、「災害功労者表彰」、「優良工事等表彰（首長表彰）」、「優良工事表彰等（知事表彰）」、「優良工事表彰（局長表彰）」、「優良施工業者表彰」、「優良工事表彰等（首長以外からの表彰）」、「優良工事表彰等（知事以外からの表彰）」及び「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」のうち評価点数が高い表彰を1件とする。
- ・表彰状の写し等の表彰が確認できる資料が添付されていない場合は、評価しない。

4) 企業の施工実績

元請として施工し、引き渡した実績について、評価する。

評価基準	評価点
工事内容に応じた評価基準を設定	2点
	1点
上記に該当しない場合。	0点

①評価対象期間：対象となる完成工事の完成日の期間

過去10年間の施工実績

②競争参加資格（認定資格）毎の評価対象施設

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象施設
一般土木工事	①地方公共団体等 ^{注2)} が発注した工事で完成した施設
建築工事	①地方公共団体等が発注した工事で完成した施設
建築機械設備工事	
建築電気設備工事	
流体機械設備工事	②民間事業者が発注した工事で完成した公共建築物 ^{注3)}
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	

注1) 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

注2) 地方公共団体等

日本下水道事業団、国、地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

注3) 公共建築物とは、次のいずれかの建築物

- ・ 事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センター等
- ・ 教育施設：学校、研究所、研修所、体育館等
- ・ 集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館等
- ・ 医療施設：病院、救急センター、診療所等
- ・ 福祉施設：福祉センター、介護センター等
- ・ 民生施設：卸売市場、公的事業用施設等

注4) 下水道類似施設とは、地方公共団体等が発注した次のいずれかの施設

農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口500人以上の地域し尿処理施設、河川排水機場

③共同企業体毎の評価対象となる施工実績

共同企業体の種別	評価対象となる施工実績
特定建設共同企業体 ^{注1)}	代表者が、施工し、引き渡した工事
経常又は大手企業連携型建設共同企業体 ^{注1)}	競争参加資格（施工実績）を認定された者が、施工し、引き渡した工事

注1)特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員であった施工実績については、構成員としての出資比率が20%以上の場合に評価対象として扱う。

④その他

- ・流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事、電気設備工事の場合、下水道類施設での施工実績については評価点を1/2とする。
- ・改築工事とは、既存の設備を対象設備（「下水道施設の改築について（国土交通省 下水道事業課長通知）」の別表に定める小分類の施設）以上の単位で新しい設備に取り替える工事である。

5) マネジメント難工事の施工実績

日本下水道事業団がマネジメント難工事に指定した工事の受注実績において、工事成績評定点が65点以上である受注実績を評価する。

評価基準	評価点
工事成績評定点が65点以上のマネジメント難工事の受注実績が3件以上ある。	1.5点
工事成績評定点が65点以上のマネジメント難工事の受注実績が2件ある。	1点
工事成績評定点が65点以上のマネジメント難工事の受注実績が1件ある。	0.5点
上記に該当しない	0点

①評価対象期間

過去2年間の受注実績

②競争参加資格（認定資格）毎の評価対象となる工事種別

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象となる受注実績の工事種別
一般土木工事	一般土木工事及び建築工事
建築工事	
建築機械設備工事	建築機械設備工事及び建築工事
建築電気設備工事	建築電気設備工事及び建築工事
流体機械設備工事	流体機械設備工事、下水処理設備工事及び汚泥焼却設備工事
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	電気設備工事

注1)単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

③共同企業体毎の評価対象となる受注実績

共同企業体の種別	評価対象となる受注実績
特定建設共同企業体 ^{注1)}	代表者が、マネジメント難工事に指定された工事を受注した実績
経常又は大手企業連携型建設共同企業体 ^{注1)}	競争参加資格（施工実績）を指定された者が、マネジメント難工事に指定された工事を受注した実績

注1)特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員であったマネジメント難工事に指定した工事を受注した実績については、構成員としての出資比率が20%以上の場合について評価する。

6) 若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置・資格

主任（監理）技術者以外に、若手技術者（40歳以下）又は女性技術者を現場代理人又は担当技術者等に配置し、資格の有無又は継続教育（CPD）の取得状況についても評価する。

評価基準	評価点
配置する（資格又は継続教育の取り組みあり）	1点
配置する（資格又は継続教育の取り組みなし）	0.5点
配置しない	0点

①資格の評価方法

・若手技術者（40歳以下）又は女性技術者が有する資格は、以下の資格を評価対象とする。取得内容を確認するため、合格証明書の写しを添付するものとする。なお、合格証明書の写しの添付がない場合は評価しない。

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象となる資格
一般土木工事 建築工事 建築機械設備工事 建築電気設備工事 流体機械設備工事 下水処理設備工事 汚泥焼却設備工事 電気設備工事	①技術士又は技術士補 建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、上下水道部門、機械部門、電気電子部門及び衛生工学部門 ②施工管理技士又は施工管理技士補 （1級又は2級） 土木施工管理技士、建築施工管理技士、建築機械、管工事施工管理技士及び電気工事施工管理技士 ③その他 コンクリート診断士、測量士、測量士補 1級建築士、2級建築士、消防設備士（甲種、乙種）、電気主任技術者（第一種、二種、三種）及び電気工事士（第一種、第二種）

注1)単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

②継続教育（CPD）の評価方法

- ・若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の継続教育の取組は、「当該団体の推奨単位以上を取得している」及び「審査基準日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれている」ことの証明がある場合に評価する。
- ・評価は、条件を満たす「継続教育の証明書がある」場合に評価するものとし、証明書の添付がない場合は評価しない。
- ・証明期間は、年単位で評価するものとし、端数がある場合は切り上げる。その際の取得単位は、切り上げ後の証明期間（年数）で単純平均を用いて算出する。
（例：証明期間1年3か月の証明書の場合は、2年間の証明書として評価する）
- ・年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが、満足していれば評価する。

④その他

- ・配置する若手技術者（40歳以下）又は女性技術者は、1名でよい。
- ・若手技術者（40歳以下）の年齢は、競争参加資格申請書の提出期限日の時点で満40歳以下とする。
- ・若手技術者（40歳以下）又は女性技術者は、直接的な雇用関係とし、雇用期間は問わない。
- ・担当技術者等で配置した場合は、主任（監理）技術者の配置期間と同じ期間配置しなければ評価しない（主任（監理）技術者が専任となる工事においては、若手又は女性技術者も専任として他工事との兼務は認めない。）
- ・複数の若手又は女性技術者を申請した場合の評価は、評価点の合計値が最も低い者で評価する。
- ・同一の技術者を重複して複数工事の若手又は女性技術者として申請し、他の工事を落札又は落札候補者となったことにより当該技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに入札公告別紙に記載の「担当部局（契約課）」に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合、速やかに「様式13-1」の申出書を郵送等により提出すること（申出書の提出場所は前記「担当部局（契約課）」に同じ）。
- ・若手又は女性技術者を担当技術者に配置する場合においても、契約後にコリンズに技術者として登録する。
- ・若手又は女性技術者を配置すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点とする。

7)「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

元請け企業が下請企業への見積りに際して、労務費（労務賃金）を内訳明示する取組について、評価する。

評価基準	評価点
「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積りに際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を誓約する。	1点
上記に該当しない場合。	0点

① 評価方法

- ・ 自社名を明示して「労務費見積り尊重宣言」を公表しており、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書により評価する。
- ・ 「労務費見積り尊重宣言」について、特定建設共同企業体は代表者のみの公表で評価するが、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の場合は、全ての構成員がそれぞれ公表している場合にのみ評価する。

② その他

- ・ 下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示することの誓約書について、特定、経常建設共同企業体の場合は、建設共同企業体として提出するものとする。
- ・ 「労務費見積り尊重宣言」の取組みがあると申請したにも関わらず、活用しなかった場合、受注者の責めにより適用されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点する。
- ・ 詳細については、「「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領」による。

(3) 配置予定技術者の施工能力等に関する評価項目、評価基準及び評価点

1) 配置予定技術者の工事経験

本工事現場に配置予定の主任（監理又は特例監理）技術者が、次に示す工事を元請として施工し、引き渡した実績を評価する。

評価基準		評価点
	工事内容に応じた評価基準を設定	2点
		1点
上記に該当しない場合。		0点

①評価対象期間：対象となる完成工事の完成日の期間

過去10年間の施工実績

②競争参加資格（認定資格）毎の評価対象施設

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象施設
一般土木工事	①地方公共団体等 ^{注2)} が発注した工事で完成した施設
建築工事	①地方公共団体等が発注した工事で完成した施設
建築機械設備工事	
建築電気設備工事	②民間事業者が発注した工事で完成した公共建築物 ^{注3)}
流体機械設備工事	①下水道法の処理場（ポンプ場含む） ②下水道類似施設 ^{注4)}
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	

注1) 単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

注2) 地方公共団体等

日本下水道事業団、国、地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

注3) 公共建築物とは、次のいずれかの建築物

- ・事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センター等
- ・教育施設：学校、研究所、研修所、体育館等
- ・集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館等
- ・医療施設：病院、救急センター、診療所等
- ・福祉施設：福祉センター、介護センター等
- ・民生施設：卸売市場、公的事業用施設等

注4) 下水道類似施設とは、地方公共団体等が発注した次のいずれかの施設

農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口500人以上の地域し尿処理施設、河川排水機場

③評価方法

- ・配置予定技術者の工事経験は、評価基準に示した工事内容を含む工事の現場施工期間の全期間において、主任（監理又は特例監理）技術者として従事していた場合のみ、評価する。

- ・配置予定技術者の工事経験が特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての施工実績の場合、出資比率 20%以上のみ、評価する。
- ・流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事、電気設備工事の場合、下水道類施設での施工実績については評価点を 1/2 とする。
- ・改築工事とは、既存の設備を対象設備（「下水道施設の改築について（国土交通省 下水道事業課長通知）」の別表に定める小分類の施設）以上の単位で新しい設備に取り替える工事である。

2) 配置予定技術者の工事成績

競争参加資格を満たすことを証明するため提出された工事が、日本下水道事業団の発注した工事で、かつ評価対象期間に引き渡し完了したことが確認された場合、その工事の工事成績評価について、評価する。

評価基準	評価点
85 点以上 100 点以下	2.0
80 点以上 85 点未満	1.5
75 点以上 80 点未満	1.0
70 点以上 75 点未満	0.5
70 点未満	0

①評価対象期間：対象となる完成工事の完成日の期間

過去 4 年間の施工実績

②競争参加資格（認定資格）毎の評価対象となる工事

競争参加資格（認定資格） ^{注1)}	評価対象となる工事
一般土木工事	・競争参加資格確認申請書の様式 4-3-1「主任（監理又は特例監理）技術者の資格・工事経験（単体有資格業者又は代表者）」の「工事経験の概要」欄に記載した工事
建築工事	
建築機械設備工事	
建築電気設備工事	
流体機械設備工事	・競争参加資格確認申請書の様式 4-1「現場工事期間の主任（監理又は特例監理）技術者の資格・工事経験」の「工事経験の概要」欄に記載した工事
下水処理設備工事	
汚泥焼却設備工事	
電気設備工事	

注 1) 単体有資格業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）

③評価方法

- ・特定建設共同企業体においては代表者の配置予定技術者の工事成績、経常又は大手企業連携型建設共同企業体においては競争参加資格があるとして認定された者の配置予定技術者の工事成績とする（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）。
- ・競争参加資格があるとして認定された工事において、現場施工期間の全期間にわたり主任（監理又は特例監理）技術者として従事していた場合、評価する。
- ・競争参加資格を満足するため分割された複数の工事をまとめて申請した場合、分割された複数

の工事のうち工事成績評定点の最も低い工事について、評価する。

3) 配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「審査基準日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合及びJS品質確保研修の修了実績について、評価する。

評価基準	評価点
下記①又は②のいずれかに該当 ①継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得している。 ②継続教育（CPD）の推奨単位の1/2を超える単位を取得しており、かつ、当該工事種別のJS品質確保研修を修了している。	1点
下記①又は②のいずれかに該当 ①継続教育（CPD）の推奨単位の1/2を超える単位を取得している。 ②当該工事種別のJS品質確保研修を修了している。	0.5点
上記に該当しない場合。	0点

①継続教育（CPD）の評価方法

・「当該団体の推奨単位以上を取得している」及び「審査基準日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれている」ことの証明がある場合に評価する。

・評価は、条件を満たす「継続教育の証明書がある」場合に評価するものとし、証明書の添付がない場合は評価しない。

・証明期間は、年単位で評価するものとし、端数がある場合は切り上げる。その際の取得単位は、切り上げ後の証明期間（年数）で単純平均を用いて算出する。

（例：証明期間1年3ヶ月の証明書の場合は、2年間の証明書として評価する）

・年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが、満足していれば評価する。

②JS品質確保研修の評価方法

・本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限（事前審査）の日から過去1年以内のものを有効とし、その事項が証明されている「修了書」により、評価する。

4) 配置予定技術者の審査対象期間の緩和

配置予定技術者の施工能力等における審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を評価対象期間に加える。

①評価対象に加える期間

・出産・育児等の休業取得期間の実態は、取得期間1年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加える。

対象となる休業制度	休業期間	評価対象期間に加える期間
産前休業	1年未満	1年
産後休業 育児休業	1年以上2年未満	2年
介護休業	2年以上3年未満	3年

②対象となる評価項目

・適用できる評価項目は、以下のとおりである。

(3) 1) 配置予定技術者の工事経験

(3) 2) 配置予定技術者の工事成績

③確認方法

・産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得した場合は、その取得状況を確認できる資料（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間が確認できるものに限る））により確認する。

(4) 企業の信頼性・社会性に関する評価項目、評価基準及び評価点

1) 委託団体との災害協定の締結又は災害活動等の実績

競争参加者又は競争参加者の加盟している団体（都道府県建設業協会、日本土木工業協会地方支部等）が、当該工事の委託団体と災害協定を締結していること又は災害活動等の実績について、評価する。

評価基準	評価点
下記①又は②のいずれかに該当 ①競争参加者が、当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る）を締結している ②競争参加者が下水道施設に関する災害活動等を行った実績がある。	1点
下記①、②又は③のいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を限らない）を締結している ②競争参加者が下水道施設に限らず災害活動等を行った実績がある。 ③競争参加者の加盟している団体が下水道施設に関する災害活動等を行った実績がある。	0.5点
上記に該当しない場合	0点

①評価対象期間：対象となる完成工事の完成日の期間

災害協定	協定期限が、本工事の公告日以降である
災害活動	過去2か年度及び現年度公告日まで

②評価方法

- ・災害協定は、競争参加者又は競争参加者の加盟している団体（都道府県建設業協会、日本土木工業協会支部等）が当該工事の委託団体と災害協定を締結していることが確認できる災害協定書又はその付属資料等の写しの添付がない場合は、評価しない。
- ・災害活動等の実績は、当該工事の委託団体から災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、緊急的に出動指示や対応指示を受け実施した「緊急復旧工事」、「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」をいう。なお、河川・道路維持工事等で契約し、その工事の履行範囲内での災害対応（緊急パトロールも含む。）は、災害活動等の実績として認めない。
- ・災害活動等の実績は、災害活動を証明する資料として、契約書又は災害活動等の実績に係る証明書の写し（災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）の添付がない場合は、評価しない。
- ・申請できる件数は、災害協定の締結又は災害活動等の実績のうち評価点数が高い評価対象を1件とする。

③その他

- ・特定建設共同企業体、経常建設共同企業体においては、評価の対象は、代表者又は代表者以外の構成員のいずれかとする。

2) 地元企業の採用率

請負代金額に対する元請負者及び一次下請負者のうち、地元企業が施工する請負代金額の割合により評価する。

工事種別：一般土木工事、建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の場合

地元企業採用率	評価点
40%以上	1点
20%以上 40%未満	0.5点
上記に該当しない場合	0点

工事種別：流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事及び電気設備工事の場合

地元企業採用率	評価点
15%以上	1点
5%以上 15%未満	0.5点
上記に該当しない場合	0点

①用語の定義

- ・地元企業は、以下のとおりとする。

適用	地元企業の定義
	工事場所がある市町村内に契約の締結を予定する本店、支店又は営業所を有する者に限る。
	工事場所がある都道府県内に契約の締結を予定する本店、支店又は営業所を有する者に限る。
	工事場所がある一部事務組合を構成する市町村内に契約の締結を予定する本店、支店又は営業所を有する者に限る。

*今回工事における地元企業の定義については、適用欄に「○」が付与された項目とする。

- ・地元企業採用率は、元請請負代金額と一次下請請負代金額の合計金額のうち地元企業が占める割合とする。計算式は、「地元企業が施工する請負代金額／請負代金額 ×100(小数点以下切り捨て)」とする。
- ・元請請負代金額は、請負代金額のうち、一次下請請負代金額を除く額（税込）とする。
- ・一次下請請負代金額は、元請負者から一次下請負者へ支払う下請負代金の額（税込）とする。
- ・請負代金額は、入札金額（税込）とする。
- ・一次下請負者は、建設業法に定める建設工事を元請負者から直接請け負う者とする。

②その他

- ・特定建設共同企業体、経常又は大手企業連携型建設共同企業体においては、請負代金額を出資比率で按分した額を各構成員の元請請負代金額とする。
- ・工事完了時に地元企業採用率報告書（入札説明書付属資料「総合評価の評価項目に係る施工管理について」参照）を提出し、履行の確認を受けなければならない。

・地元企業の採用率が、申請した受注者の責めにより採用率を下回ったと判断された場合、工事成績評定を3点減点する。

3) バックアップ体制

建設業法の本店の所在地を評価する。

評価基準	評価点
①本店が本工事場所と同じ都道府県内にある。	1点
②本店の所在地と本工事場所の所在地が同一地方内にある又は隣接している都道府県内にある。	0.5点
③上記①～②に該当しない場合。	0点

①評価方法

- ・本店が、本工事の競争参加資格で指定された建設業の許可の業種を有することにおいて、評価する。
- ・同一地方内にある本店については、以下の地方にて、評価する。

地方	地方に所在する都道府県
北海道地方	北海道
東北地方	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方	新潟県、富山県、石川県
中部地方	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地方	沖縄県

- ・特定建設共同企業体、経常又は大手企業連携型建設共同企業体においては、評価の対象は、代表者又は代表者以外の構成員のいずれかとする（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）。

4) 日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置（減点評価）

競争参加資格確認申請書の提出期限日において、日本下水道事業団発注工事における施工中の工事事故（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故又は工事関係事故）により、指名停止等の措置を受けたことがある場合に技術評価点を減ずる。

指名停止等の措置	評価点（減点）	減点評価期間
指名停止	-1 点	指名停止期間満了後 2 か月間
文書注意	-0.5 点	発日の翌日から 2 か月間
口頭注意	-0.5 点	発日の翌日から 1 か月間

※1 指名停止等の措置の対象区域が一部区域であっても、全国を対象として減点

※2 指名停止等の措置が重複した場合は、減点数が最も多い措置により減

①その他

- ・特定建設共同企業体、経常又は大手企業連携型建設共同企業体においては、構成員である代表者及び代表者以外を含めた全ての者を評価の対象者とする。

(6) 施工体制に関する評価項目、評価基準及び評価点

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、審査し次のとおり評価点を与える。詳細は、入札説明書別添1「施工体制確認型総合評価方式について」による。

1)品質確保の実効性

評価基準	評価点
工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
その他	0点

2)施工体制確保の確実性

評価基準	評価点
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
その他	0点

(7) 評価に係る確認等

1)共通事項

- ①各技術提案の評価を行うために、様式20、21-1、21-2及びその内容が確認できる資料を提出すること。
- ②上記①の資料の提出がない場合又は求める数値等が確認できない場合は、その技術提案については加点評価対象としない。
- ③様式20、21-1、21-2に記載された内容と確認できる資料の内容が合致しない場合においてもその技術提案については加点評価対象としない。
- ④上記①の資料は、競争参加資格確認資料提出時に提出すること。
- ⑤受注者は、「施工不可」と通知された技術提案を除き、入札前に提出したすべての技術提案を確実に履行すること。受注後の施工管理方法等については、入札説明書付属資料「総合評価の評価項目に係る施工管理について」による。

2)技術提案（品質確保の技術提案、施工計画）に関する事項

- ①施工方法等の技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし、受注者の責任において行うものとする。また、技術提案を適正と認められることにより、設計図書において施工方法等を指定していない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ②技術提案の採否等については競争参加資格確認の通知に併せて書面により、加算点を付与する対象となる技術提案、加算点を付与する対象とならない技術提案又は施工不可の技術提案をそれぞれ通知する。その際、技術提案が施工不可とされた場合にはその理由を付して通知する。技術提案が

採用されなかった者は標準案により入札することができる。

③技術提案については、その後の日本下水道事業団の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、提案者の了承を得ることなく使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

④発注者は、技術提案の内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の技術提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他社に比べ優位な点を公表することがある。

⑤技術提案の評価にあたっては、下記の点について審査を行う。

- ・技術提案に実現性、有効性に関する技術的な裏付け等があるか
- ・技術提案が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた適切な内容であるか

⑥次に示すような技術提案は、実施を認めない（施工不可）。

- ・工事目的物又は指定仮設の変更が伴うもの
- ・他機関及び他工事との調整・協議が必要となるもの
- ・施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ・関係法令等に違反するもの

⑦次に示すような技術提案は、加点評価対象としない。

- ・標準案と同程度の提案であり、効果が期待できないもの
- ・具体的な実施範囲・条件等が明確に記載されていないもの
- ・具体的な効果内容が確認できないもの
- ・求める提案主旨と異なる提案（施工不可の要件に該当する場合を除く）

⑧技術提案全体を通して、同一の提案内容であるとみなされる場合は、1件として評価する。同一内容とみなされた場合は、1. (1)技術提案に関する評価項目の番号①、②の順において最初に提案された内容を評価し、以後の技術提案は加点評価対象としない。

⑨技術提案内容に標題等を設け、その標題等に基づいた有効・無効の評価が必要となる複数の技術提案を提案しないこと。この場合には、課題等を設けた技術提案内容を加点評価対象としない。

⑩技術提案数の上限を超える提案を行った場合は、全てを加点評価対象としない。

⑪技術提案について、ヒアリングを行う場合がある。ヒアリングを行う場合は、日時、場所を追って通知する。なお、出席者は技術提案の内容を説明できる者とする

⑫技術提案は、様式 21-1 に技術提案内容の概要を簡潔に記載すること。

⑬具体的な技術提案内容は、様式 21-2 に記載すること。

3)企業の施工能力等に関する事項

①企業の工事成績

評価対象となる工事の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、対象となる期間の成績評定通知書の写しをすべて提出すること。

ただし、工事成績評定通知書の写しを紛失した場合は、コリンズ登録の写しの提出を持って替えることができる。

②関連分野での共同研究の実績

評価対象となる共同研究実績の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、共同研究実績通知書の写しを提出すること。

③優良工事表彰又は優良施工業者

評価対象となる優良工事表彰又は優良施工業者の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、表彰状又は優良施工業者選定通知書の写しを提出すること。

④企業の施工実績

評価対象となる施工実績の必要事項を様式 20 に簡潔に記載するとともに、確認できる資料として、対象工事のコリンズ登録、施設の規模、工事内容の図面、施工図等の資料の写しを提出すること。

⑤マネジメント難工事の施工実績

評価対象となるマネジメント難工事施工実績の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、対象工事のコリンズ登録、工事公告文（判断できる部分のみ）、成績評定通知書の写しを提出すること。

⑥若手技術者（40 歳以下）又は女性技術者の配置・資格

評価対象となる若手・女性技術者配置の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、若手技術者の年齢、女性技術者を確認できる資料を提出すること。

また、技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（最新のものであって、被保険者整理番号にマスキング加工の施されたもの）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（被保険者番号にマスキング加工の施されたもの）を提出すること。

⑦「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

評価対象となる必要事項を様式 20 に簡潔に記載するとともに、確認できる資料とし「労務費見積り尊重宣言」を公表していることが確認できる資料（様式指定なし）及び誓約書（様式 20-1）を提出する。

4)配置予定技術者の施工能力等に関する事項

①申請にあたっての留意事項

・申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、3 名を限度として複数の技術者を申請することができる。その場合、評価対象となる技術者は、「技術者の施工能力等に関する評価項目」に係る「評価点の合計値」が最も低い者とする。なお、申請するすべての配置予定技術者は、競争参加資格の要件を満たしていることが必要である。

・入札後、落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置できなくなった場合には、直ちに設計センター企画調整課に連絡するとともに、速やかに「様式 1 3 - 2」の申出書を郵送等により、提出すること。申出書の提出場所は前記に同じ。

・配置予定技術者を複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から 2 日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を設計センター企画調整課にファックスで通知すること。

②配置予定技術者の工事経験

・評価対象となる本工事現場の配置予定技術者の現場工事経験の必要事項を様式 20 に記載するとともに、求める事項が明確に確認できる資料として、対象工事のコリンズ登録、登録されていない場合は契約書（工事名、請負代金額、発注者、受注者名）及び施設の規模、工事内容の図面類等の写しを提出すること。

③配置予定技術者の工事成績

評価対象となる本工事現場の配置予定技術者が従事した工事成績の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、対象工事のコリズ登録、登録されていない場合は契約書（工事名、請負代金額、発注者、受注者名）、成績評定通知書等の写しを提出すること。

④配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得

評価対象となる本工事現場の配置予定技術者の継続教育（CPD）単位の取得又は JS 品質確保研修の修了実績の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、当該団体の推奨単位・取得単位又は JS 品質確保研修の修了が証明できる書類（当該団体が発行した証明書の写し又は JS 品質確保研修の修了書）を添付すること。

4)企業の信頼性・社会性に関する事項

①バックアップ体制

評価対象となる事項の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、対象となる建設業許可の種類、本店の所在地を証明できる資料を添付すること。

②委託団体との災害協定又は災害活動実績

評価対象となる事項の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、それを証明する書類の写しを添付すること。

③地元企業の採用率

評価対象となる事項の必要事項を様式 20 に記載する。

④日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置（減点評価）

競争参加資格確認申請書の提出期限日において、減点評価の対象となる全ての指名停止等措置の必要事項を様式 20 に記載するとともに、確認できる資料として、指名停止通知書等の写しを添付すること。

6)施工体制確認に関する事項（施工体制確認のためのヒアリング）

①施工体制をどのように構築し、それが工事内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。

②予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者の内、技術資料、入札書、工事費内訳書の内容により、工事内容の実現確実性を、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

③ヒアリングの日時、場所等

ヒアリングの日時、場所等については、別途通知する。

④資料の提出

・入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（別添 1－「施工体制確認型総合評価落札方式について」 1. を参照のこと）に満たない者に対しては、入札書として提出される技術資料に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料は、別添 1－「施工体制確認型総合評価落札方式について」 3. によることとし、その提出は、入札日から 7 日以内の 16 時 00 分までに行うものとする。この別紙の追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

・この際に追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。

a)提出期限： 入札日から 7 日以内

b)提出場所： 日本下水道事業団 総合事務所 契約課

c)提出方法： 原則として持参とする。(場合によっては、郵送又は電送による提出も可)

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効とするが、日本下水道事業団一般競争契約入札心得第8条第2項に違反するものとしては取り扱わないものとする。

d)その他： ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

(1) [一般土工事の場合]

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次(①～④)に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) [建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の場合]

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次(①～④)に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、

$$\text{直接工事費} = \text{直接工事費 (営繕基準)} - \text{直接工事費 (営繕基準)} \times 10\%$$

$$\text{現場管理費} = \text{現場管理費 (営繕基準)} + \text{直接工事費 (営繕基準)} \times 10\%$$

(3) [機械設備工事及び電気設備工事の場合]

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次(①～⑤)に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 機器費の額に10分の9.3を乗じて得た額
- ② 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ③ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 現場管理費、据付間接費、設計技術費の合計の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑤ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(4) 積算体系が異なる工事種別を含む場合

それぞれの工種ごとに算定した額の合計額

例一 1) 土木工事と建築工事の場合は、(1)と(2)の合計額

例一 2) 機械設備工事と一般土木工事の場合は、(3)と(1)の合計額

2 施工体制が著しく確保されないおそれがある価格

(1) [一般土木工事の場合]

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格は、入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、予定価格の積算内訳に下記に該当する率を乗じて得た金額に満たない額とする

直接工事費×90%+共通仮設費×80%+現場管理費×80%+一般管理費等×30%

(2) [建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の場合]

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格は、入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、予定価格の積算内訳に下記に該当する率を乗じて得た金額に満たない額とする。

直接工事費×90%+共通仮設費×80%+現場管理費×80%+一般管理費等×30%

ただし、

直接工事費=直接工事費(営繕基準)-直接工事費(営繕基準)×10%

現場管理費=現場管理費(営繕基準)+直接工事費(営繕基準)×10%

(3) [機械設備工事及び電気設備工事の場合]

施工体制が著しく確保されないおそれがある価格は、入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、予定価格の積算内訳に下記に該当する率を乗じて得た金額に満たない額とする

機器費×85%+直接工事費×90%+(間接工事費+設計技術費)×80%+一般管理費等×30%

(4) 積算体系が異なる工事種別を含む場合

それぞれの工種ごとに算定した額の合計額

例-1) 土木工事と建築工事の場合は、(1)と(2)の合計額

例-2) 機械設備工事と一般土木工事の場合は、(3)と(1)の合計額

3 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。なお、上記の様式番号は、入札説明書添付する「特別重点調査の実施について」に示す様式と同じ。

- ・下請予定業者等一覧表(様式4)
- ・配置予定技術者名簿(様式5)
- ・資材購入予定先一覧(様式8-2)
- ・機械リース元一覧(様式9-2)
- ・労務者の確保計画(様式10-1)
- ・工種別労務者配置計画(10-2)
- ・建設副産物の搬出地(様式11)
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
- ・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
- ・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
- ・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
- ・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
- ・安全衛生管理体制(点検計画(様式14-2)
- ・施工体制台帳(様式16)

4 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格及び価格以外の要素が提示された入札書等（入札書及び工事費内訳書）、入札説明書別紙（総合評価に関する事項）3(6)施工体制確認に関する事項（施工体制確認のためのヒアリング）及び上記3の追加資料等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記3の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

入札参加者の申し込みに係る価格が、2の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格のときは、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがあることから、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。

【調査基準価格を満たさない場合の審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式 11, 12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式 14-1, 14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式 13-1, 13-2, 13-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が

構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。

入札参加者の申し込みに係る価格が、2の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格のときは、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがあることから、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、その程度に応じて施工体制評価点を加点する。

【調査基準価格を満たさない場合の審査項目審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
(様式4, 16)
- ② 当該工事を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか (様式8-2, 9-2, 10-1, 10-2)
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか (様式5)

(4)技術提案の実施に係る確実性の評価

上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されない場合は、施工体制の評価点の満点に対する割合を、事前に行った技術提案の評価点に乘じ、小数点第四位を切り捨てた数値を技術提案の評価点とする。

総合評価の評価項目に係る施工管理について

1. 評価項目の履行について

受注者は、入札前に提出したすべての総合評価に係る評価項目を確実に履行すること。ただし、契約前に実施してはならないと発注者が通知した項目は除く。

2. 履行にあたっての留意事項

履行あたっては、次の事項に留意して実施すること。

1) 若手技術者（40歳以下）又は女性技術者及び技術者（以下、配置技術者という。）の配置について

①入札前に届け出した配置技術者を配置すること。

②工事現場に配置した配置技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護又は退職等の場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。

a)入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。

b)入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。

c)大規模な工事の一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18か月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。

③配置技術者を変更する場合は、入札の公平性の観点から、原則として表の区分に従い、同等以上の現場工事経験及び技術者の能力を有する技術者との交代を条件とする。また、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置が講じられるようする。

表 配置技術者の途中交代での対応

配置技術者を交代する条件	死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等	受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
交代する配置技術者の対応	評価点が同等となる評価基準を求める。	評価点が同等となる評価基準を求めない。

2) 地元企業の採用率の履行について

①本工事の入札時に「地元企業の採用率」が加點評価された場合は、工事完成時に地元企業採用率報告書（工事請負関係様式集 参照）を主任監督員に提出し、履行の確認を受けること。

②本報告書の確認の結果、地元企業の倒産、指名停止等特別でやむを得ない場合を除き、受注者の責により入札時の評価基準値を下回る場合には、工事成績評定の減点を行う。

3) 技術提案の履行について

[着手前]

①技術提案に関する施工計画書を主任監督員に提出し承諾を受けること。なお、機器製作に係る項目については、機器製作計画書を主任監督員に提出し承諾を受けること。

[施工中・施工完了後]

①施工は施工計画書に基づき実施すること。

②技術提案毎に施工が完了した段階で、完了報告書を主任監督員に提出し承諾を受けること。

③すべての技術提案の施工が完了した段階で、完了報告書を主任監督員に提出し承諾を受けること。

④技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、主任監督員に対しその理由等を書面で提出した上で、受注者の責により再度の施工を行うこと。

⑤再度の施工が困難な場合は、主任監督員に対しその理由等を書面で提出するものとする。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点を行う。

また、技術提案審査型及びDB方式の技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点に加えて減額変更を行う場合がある。

4) 施工計画書の作成の留意事項

①入札前に提出したすべての技術提案を記載すること。また、契約前に実施してはならないと発注者が通知した項目についてはその旨を記載すること。

②技術提案を具体化するための施工方法（施工実施手順、施工方法等）を記載すること。

③施工中及び施工完了後、品質等を確保するための具体的な管理方法、測定方法、試験方法等を記載すること。

5) 完了報告書の留意事項

①施工中、施工完了後の結果を簡潔に記載し、入札前に提出した技術提案を満足しているか否かについて記載すること。

3. 評価項目に関するペナルティー

総合評価落札方式では、落札者決定に反映された評価項目及び技術提案は契約内容となるため、受発注者間において、責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、評価項目及び技術提案に応じて工事成績評定の減点又は契約不履行の違約金を徴収する。

1) 技術提案に関するペナルティー

①工事成績評定の減点

「技術提案（施工計画）」、「技術提案（品質確保の技術提案）（定性的）」については、それぞれの評価項目毎にペナルティーを設定するものとする。なお、評価項目を複数求めた場合は、未実施の評価項目毎に減点する。

技術提案のペナルティーの設定

評価方法		最高評価点/項目	工事成績評定の減点
・技術提案（品質確保の技術提案）	定性的評価	8点の場合	4点
・技術提案（施工計画）			
・技術提案（施工計画）	定性的評価	4点の場合	2点

②契約不履行の違約金

「技術提案（VE提案等の技術提案）（定量的）」が不履行の場合は、以下のとおり減額変更を行う。ただし、受注時評価値及び再評価値は価格点を含まない。

$$\text{減額金額（税抜き）} = \{ (\text{受注時評価値} - \text{再評価値}) \div 100 \} \times \text{当初契約金額（税抜き）}$$

注）減額金額（税抜き）は、万円止めとする。

2) 企業の施工能力等に関するペナルティー

①工事成績評定の減点

活用すると申請したにもかかわらず、受注者の責めにより履行されていないと判断された場合は、未実施の評価項目毎に3点減点するものとする。

総合評価落札方式のタイプ	工事成績評定の減点	
大規模調達未満 技術力審査型、施工計画 審査型、技術提案審査型	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	3点
	地元企業の採用率	
	若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格※1	

※1 若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格に係わる減点は、入札説明書の要件により、下記①～③に該当する場合。なお、技術者を重複して複数工事の若手・女性技術者とする場合、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより当該技術者を配置することができなくなったときは、その旨の申し出を行う。申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。なお、事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

- ①配置しなかった場合
- ②主任（監理）技術者の専任期間と同じ期間配置しなかった場合
- ③他工事と兼務させた場合